

長野地方最低賃金審議会の意見に関する公示

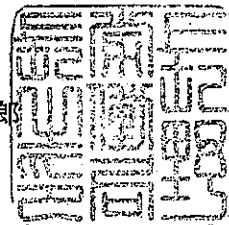
長野労働局一般公示第11号

令和7年10月30日長野地方最低賃金審議会から長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、長野県の区域内で計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき、令和7年11月14日までに長野労働局長あて（長野市中御所1-22-1）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年10月30日

長野労働局長 三浦 栄一郎



記

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定に係る長野地方最低賃金審議会の意見の要旨

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業及び理化学機械器具製造業を除く。）

- (2) 医療用機械器具・医療用品製造業
- (3) 光学機械器具・レンズ製造業
- (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (5) 電気機械器具製造業
- (6) 情報通信機械器具製造業
- (7) 時計・同部分品製造業
- (8) 眼鏡製造業（枠を含む）
- (9) (1)、(2)、(3)、(7)又は(8)に掲げる産業において管理、補助的
経済活動を行う事業所
- (10) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(8)
までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主と
して従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務

ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要
しない部品の組立て又は加工の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,095円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年1月1日